# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会）
令和6年 10 月 10 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの　　1件

国 民 年 金 関 係　　1件

厚生局受付番号　:　関東信越（受）第 2400292 号
厚生局事案番号　:　関東信越（国）第 2400010 号

第１　結論

昭和 57 年 12 月から昭和 58 年６月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　:　女
基礎年金番号　:
生 年 月 日　:　昭和 35 年生
住　　　所　:

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　:　昭和 57 年 12 月から昭和 58 年６月まで

請求期間について、国民年金保険料の納付記録がないが、昭和 57 年 12 月に勤めていた会社を退職した後、自宅に国民年金の納付書が送付されてきたので、Ａ市役所又は郵便局で、毎月、納付書に記載された期日までに納付した。領収書はその後に転居した際に紛失してしまったが、納付したことは間違いないので記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、当時の住所地であるＡ市において国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出されることが必要であるが、社会保険オンラインシステムにおいて、請求者の氏名及び類似の氏名による検索を行ったものの、請求者に対し同市において国民年金番号が払い出された記録は確認できない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求期間にＡ市で払い出された国民年金番号を全件確認したが請求者の氏名はないことから、請求者は、請求期間は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の年金手帳に記載された国民年金番号（＊）は、請求者が昭和 60 年 12 月にＡ市から転入したＢ市において払い出された番号であり、オンライン記録によると、当該番号の払出時期は、昭和 61 年５月頃であったと考えられ、当該払出時点においては、請求期間に係る国民年金保険料は既に徴収権が時効により消滅しているため納付することはできない。

一方、Ａ市は、請求期間当時の国民年金の加入記録及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答していることから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

このほか、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる関連資

料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情はない。
　これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。